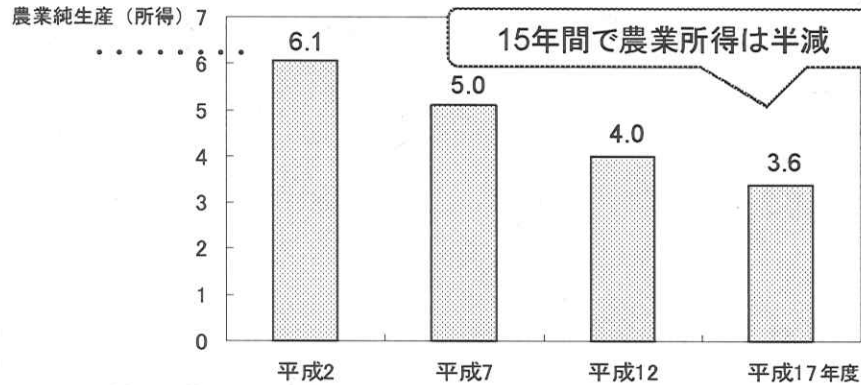


(1) 我が国農業・農村が直面する現実

○ 我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務。

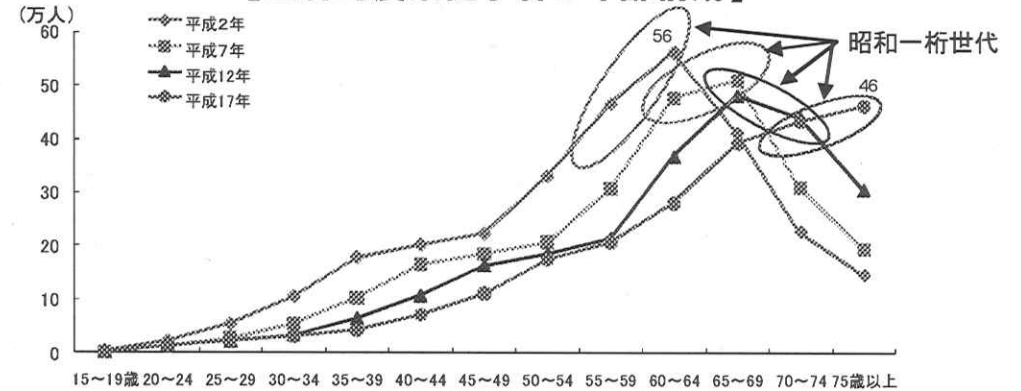
【農業所得の推移】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

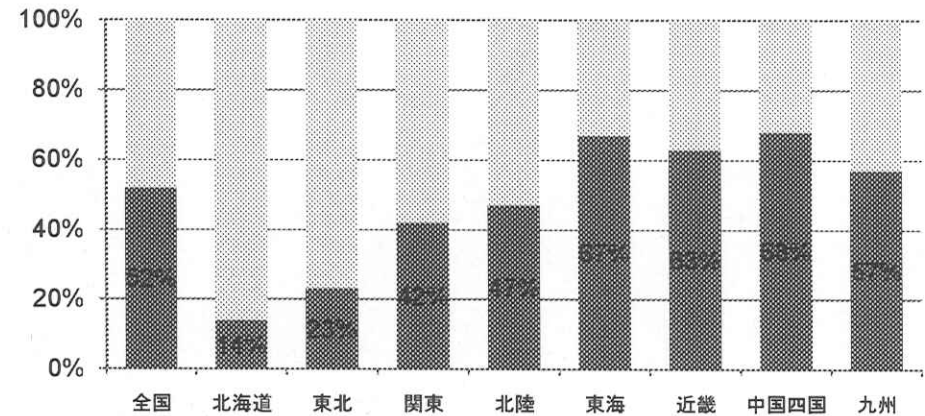
【農業集落数の推移】



注：昭和45、55年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサス」における農業集落調査を基に作成

【農業を主とする担い手のいない水田集落】

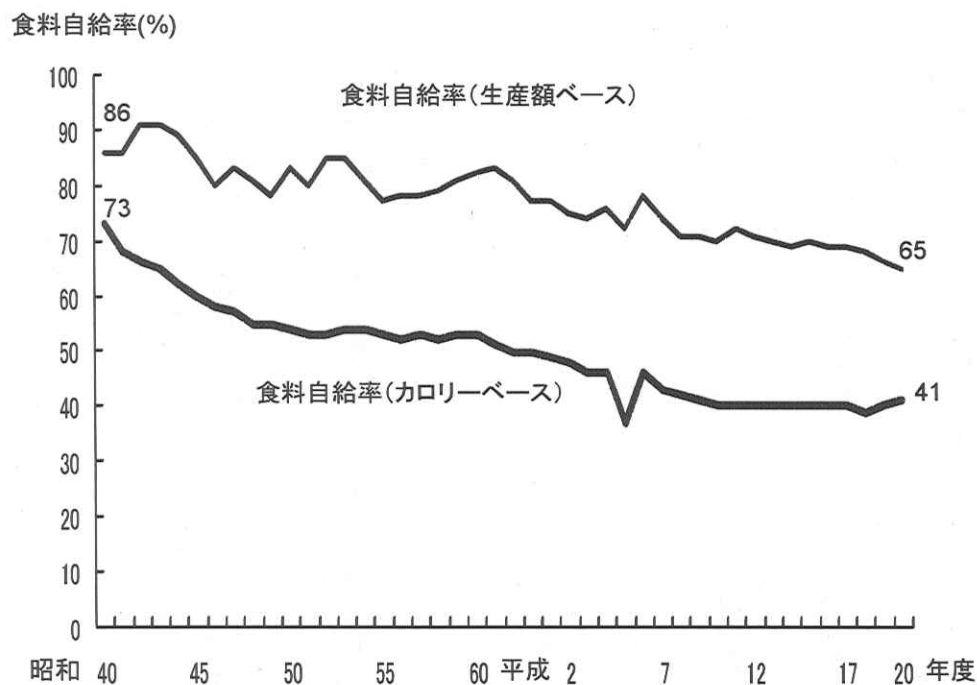


資料：農林水産省「2005年農林業センサス」(組替集計)

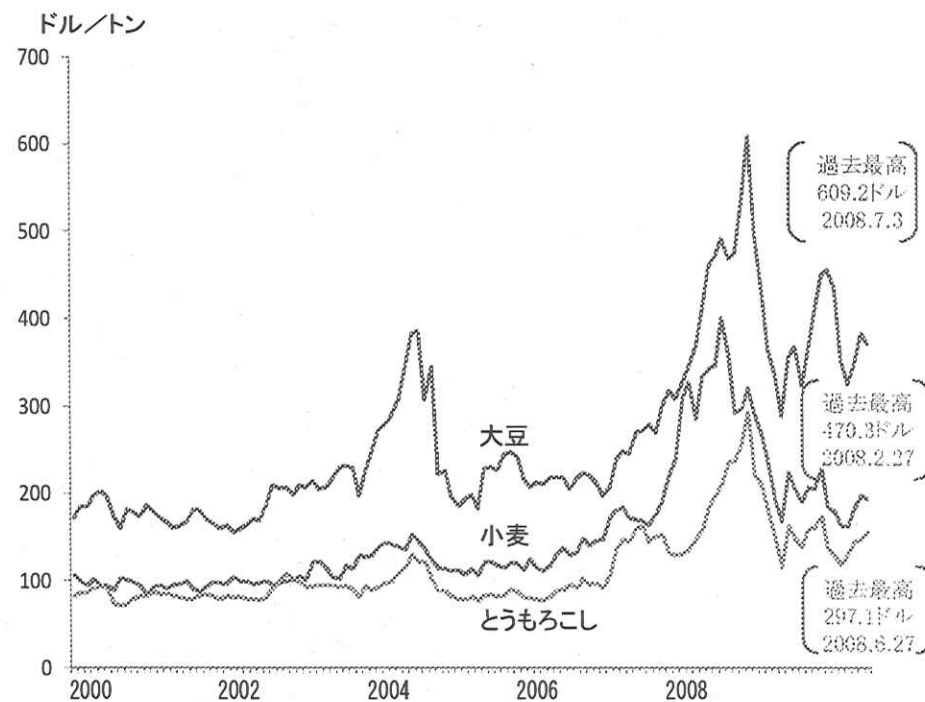
(食料・農業・農村政策審議会企画部会資料)

- カロリーベースの食料自給率41%は、主要先進国の中で最低の水準。近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。
- 一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として、2008年には過去最高値を記録。現在は、最高値に比べ大幅に低下しているが、予断を許さない状況。

【昭和40年以降の食料自給率の推移】

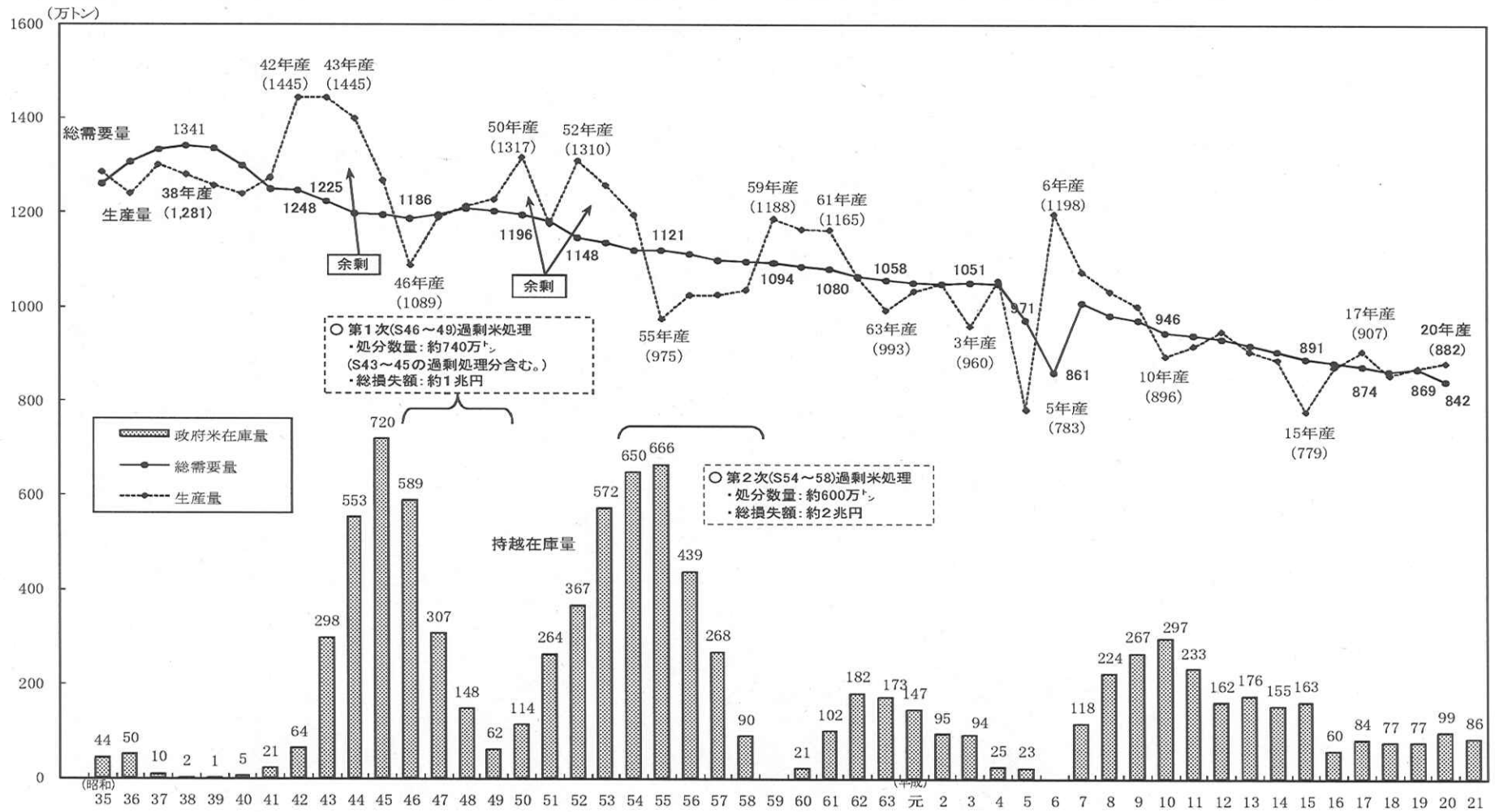


【穀物等の国際価格の動向】



注:シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

○ 米の全体需給の動向（昭和35年～）



注1 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量で各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 2 平成12年の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 3 総需要量は、食料需給表における各年度の国内消費仕向量（主食用、飼料用、種子用、加工用等の合計数量）である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 4 生産量は、水稻と陸稲の合計である。

(農林水産省資料)

○米政策の変遷

		食管法(昭和17年～平成7年)	食糧法(平成7年～)		
法制度	国の役割	国による米の全量管理 (政府への売渡義務)	平成5年の大不作とURの合意を契機と	国の役割は備蓄運営に限定	
	流通システム	厳格な流通規制		計画流通制度 (ソフトな流通規制)	計画流通制度の廃止
	価格形成	政府買入価格を決定		自主米価格形成センターで 入札して価格形成	コメ価格センター
運用改善	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 過剰の発生 〔巨額の財政負担〕 による過剰処理 を契機 </div>	国の管理外の 自主流通米制度を導入 (昭和44年) 生産調整の開始 (昭和46年) 自主流通米価格形成の場 の創設 (平成2年)	備蓄を適正水準にするための 備蓄運営ルールを導入 (平成10年) (政府の買入数量と売渡数量が連動) 自主米価格形成センターの 値幅制限の廃止 (平成10年)		
生産調整の運用		国によるネガ面積 (転作面積)配分 全国一律の要件・単価 による助成 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 休耕から 生産調整へ </div>	同左 同左	米よ政策改革 (平成16年)に ついで 国によるポジ数量 (生産数量)配分 総額を地域に配分し 地域の創意工夫による助成 (産地づくり対策) 改革の第2ステージ (平成19年)	農業者・農業者団体 主体の需給調整 同左 米粉・ エサ米 水田 フル活用